

総会決議

被爆 70 年の今年、私たちは「生きているうちに核兵器廃絶をぜひに」という願いで運動をつづけています。私たちが訴える「原爆被害の実相」は世界の人びとの心を打ち、核兵器を「非人道」の立場から廃絶させよう、「核兵器が二度と使用されないことを保証する唯一の方法は、それらを全面廃絶することでありえない」という共同声明に賛同する国は、国連加盟 193 カ国の 8 割である 155 カ国に非加盟 4 カ国を加え、159 カ国に達しました。

日本被団協を代表してニューヨークに赴いた代表団は、国連本部で原爆展を開き、各地で市民と交流・証言し、各国の国連代表部に要請訪問をするなどして、世界の潮流を核兵器廃絶の方向に推し進めるのに大きな役割を果たしました。

しかし核保有国は「核兵器があるから平和が保たれている」という「核抑止論」に固執し、核兵器廃絶の動きを妨害してきました。

残念なことに日本政府は、核軍縮は言っても、核兵器禁止・廃絶に向かつての積極行動はしませんでした。

日本被団協は今総会で「核兵器廃絶へ市民社会と連携し世界の世論を強める」の決議を採択し、どんなに壁が高く厚かろうとも、核兵器廃絶に向かつて市民社会と連携して運動を広げていくことを確認しました。

今年の総会で特徴的だったのは、安倍内閣が進める「安全保障法制定案」への危惧が様々に語られ、熱心に討論されたことでした。原爆被害の惨禍をもとにできた日本国憲法を解釈だけで変質させ、戦争をする国へ向かおうとする動きに、被爆者は自らの体験を通じて、この動きを食い止めなければならないという思いが声高く語られました。

総会はまた、現行法を改正し、原爆で殺された人びとへの国の償いを実現するために運動をつづけること、原爆症認定制度を抜本的に改め、訴訟をすることなく認定を可能にする制度の確立をめざして要請していくことを確認しました。

総会では、原子力発電の危険性、非人間性についても実態をあげて討論され、原発ゼロをめざして行くことを確認しました。

高齢化している被爆者の相談事業についても、各県の被団協が独自の相談体制をつくることができない状況になってきている現状から、日本被団協中央での相談態勢を確立することの大事さが強調され、検討を深めることにしました。

高齢化による困難は日本被団協の役員体制にも関わってきています。若手被爆者と 2 世の活躍なしには被爆者運動の維持ができないこと、そのために早急な検討が確認されました。

被団協財政に大きく関わっている「被団協」新聞が購読者の死去・高齢化によって激減しており、読者の維持への努力が強調されました。財政活動の困難も討論されました。

数多い課題を乗り越えることは、容易なことではありません。しかし被爆者は、最後の 1 人になっても、核兵器廃絶と原爆被害への国の償いを求め続けなければなりません。「世界のどこにも新しい被爆者をつくるな」という叫びが実現する日まで、最後の一人まで、生き抜き、たたかいぬくことを誓います。

2015 年 6 月 10 日

日本原水爆被害者団体協議会第 60 回定期総会

特別決議 I

核兵器廃絶へ市民社会と連携し世界の世論強める

4月27日からニューヨークの国連本部で開かれた2015年NPT再検討会議は、最終日の5月22日、中東の非核化問題について米・英・加の3国が反対し、最終文書を合意できませんでした。誠に残念です。日本被団協は、5月25日「核兵器廃絶へ市民社会と連携し世界の世論強める」との声明を発表し、被爆者の強い意思を表明しました。

日本被団協は会議期間中、国連本部で原爆展を開き、渡米した被爆者が体験を証言しました。再検討会議のプログラムとして開かれた非政府組織（NGO）セッションで、被爆者を代表し発言した田中熙巳事務局長は、「もう待てない」とのべ、高齢化した被爆者が生きているうちに核兵器廃絶をとの思いを訴えました。

被爆者は2020年までの核兵器廃絶を願ってきました。再検討会議が最終文書に合意できず難しい状況ですが、決してあきらめません。核保有国の国民に核兵器の被害の実態をもっと知らせなくてはなりません。アメリカでも証言を聞いてくれた人は「人間をこんなに苦しめるものだとは知らなかった」と語っています。きのご雲の下で何が起きたかを知れば、核兵器を2度と使ってはならないと分かってくれます。

再検討会議2日目、159カ国が賛同しクルツ・オーストリア外相が発表した「核兵器の人道上の結末に関する共同声明」は、「核兵器が2度と使用されないことを保証する唯一の方法は、それらを全面的に廃絶することでありえない」と重ねて表明しました。核兵器廃絶を願う世界の世論が圧倒的であることを示しています。市民社会の役割も強調しています。

世界で唯一の戦争被爆国である日本政府こそが、核兵器廃絶を現実のものとするため、核兵器禁止条約締結へ核保有国に働きかけ、国際交渉を開始するよう、リーダーシップを発揮すべきです。

国民が変われば、政府も変わる。核兵器廃絶へ市民社会と連携し、国内外の世論をさらに強めるため力をつくすことを被爆者の固い意思として表明します。

2015年6月10日

日本原水爆被害者団体協議会第60回定期総会

特別決議Ⅱ

被爆者は「戦争する国づくり」に反対する

戦争はいやです。私たちは訴えます。

「本当に戦争はしてはいけない。戦争っていうのは人殺しですから。相手を殺さなくちゃ自分が殺される、だから戦争は絶対にしてほしくないと思う。……一つしかない母と父からもらった命。命を大事にしてほしい」。

被爆・戦後 70 年、広島 of 被爆者は二首の短歌に思いを託しています。

「・原爆の非人道を怒りしも加害の歴史しかと見つめむ

・ 正当なる言いわけなぞ無し戦いを捨つる勇氣と核の廃絶」

(以上 2015 年『被爆者からのメッセージ』から)

広島・長崎の惨禍を生んだ戦争。その戦争を始めたのは誰ですか。戦争はどのように起こされ、行われましたか。問い、考えましょう。

憲法 9 条の意味を考えましょう。

政府は、当初、憲法 9 条を「直接には自衛権を否定して居りませんが、第九条第二項に於て一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も抛棄した」(吉田茂首相)と解釈していました。

その後 9 条は、自衛隊を設置するために『個別的自衛権』を認めたことで歪められ、昨年 7 月 1 日の閣議決定で『集団的自衛権』の行使を容認し、いま骨抜きにされ、無きものにされようとしています。

安倍首相は口を開けば「国民の命と安全を守る安全保障法制の整備」と繰り返し、自衛隊を派遣するかどうか決断するのは首相とも語っています。

国民は、命を、首相と内閣に託すことはできません。

私たち被爆者は、自らの命、子と孫の命、すべての人の命を守るために、憲法 9 条を護り活かし、戦争を起こさせないことに全力を尽くします。

2015 年 6 月 10 日

日本原水爆被害者団体協議会第 60 回定期総会